

規定文書

文書名：医療安全管理指針

2011年 12月 1日制定
2016年 12月 1日改訂
2018年 12月 1日改訂
2019年 12月 1日改訂
(第07版)

社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院

文書番号：30000-HR-00001-18000

(主 旨)

第1条 本医療安全管理指針は、社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院（以下、「病院」という）ならびにその関連施設において提供する保健、医療、福祉が、患者やその家族にとって、安全かつ適正で良質なものであるために、医療事故の発生防止対策および医療事故発生時の対応方法について定め、病院の医療安全管理体制の確立と医療安全管理活動を推進するためのものである。

第2条 医療安全管理に関する基本的な考え方

1. 患者が求める安全かつ適正で良質の医療を提供するためには、医療安全管理の必要性・重要性を認識し、事故防止に努めなければならない。そのためには、「人は誰でも間違える、しかし間違いは防げる」という考えの基に、また、エラーを誘発しにくい環境と起こったエラーが事故に発展しないシステムを整備し、組織横断的な取り組みを展開しなければならない。職員は自らの責務を認識すると共に、報告システムを理解し、安全管理研修から学習することで安全に対する知識を高め、医療チームの一員として他職種と連携して業務に従事しなければならない。これらの安全性の確保に重きを置いた認識と行動を推進して、安全文化を醸成していく必要がある。
2. 医療安全管理のための委員会に関する基本事項
医療安全に関する委員会として、「医療安全管理委員会」を設置し、医療の質管理本部長を委員長とし、医療安全管理に関する基本的事項について審議する。
3. 医療安全のための職員研修に関する基本方針
 - 1) 医療安全管理委員会が中心となり、医療安全管理に関する具体的な研修内容を企画・立案し全職員を対象に研修を行う。また、毎月定例で開催する部署安全管理者カンファレンスの研修内容は全職員へ周知徹底させるため、各部署において伝達講習を行う。
4. 「できごと報告」等に関する基本方針
 - 1) 「できごと」が発生した場合、迅速な報告を求めるとともに、「できごと報告」の原因分析は、当事者の責任を追及するのではなく、「発生の要因」「発生状況」など医療システムに視点を置いた改善策を立て、医療の質の向上に努める。
 - 2) できごと報告書、患者・家族の医療に関する苦情、意見は医療の質管理本部で分析を行い、

必要な対策を検討し、全職員に周知する。

- 3) 医療の質管理本部は個々の「できごと報告」について当事者、当該部署と個別に検討し、安全管理の改善に役立てる。
- 4) 病院全体として取り上げる必要がある事例は、医療の質管理本部より医療安全管理委員会に提言する。
5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針
 - 1) 第一に患者の治療に最善を尽くす。
 - 2) 家族への連絡・説明は冷静、丁寧かつ誠意を持って行う。
 - 3) 事故の状況や説明の内容、その時の家族の反応は詳細に診療録に記録する。
 - 4) 当該部署の責任者へ直ちに報告し、所属長は医療の質管理本部長及び病院長へ報告する。
6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

医療の安全意識を高めるために、医療に対する患者の意見を聴くことが必要である。そのため当院で作成した医療安全管理マニュアルの閲覧の要望があった場合はこれを妨げない。
7. 患者からの相談への対応に関する基本方針
 - 1) 医療の質と安全の確保は、医療従事者のみによる取り組みだけでなく、患者の医療への主体的な参加をもってより確実となる。また医療従事者は、患者の権利を尊重し患者とのパートナーシップを強化していく必要がある。そのために患者が相談できる窓口を設置する。
 - 2) 患者が相談できる窓口の運用については別に定める。
8. 改訂の基準

医療安全に関する文書は、年1回及び必要時（法改正等）に内容を見直し改訂する。